

11月は畜産環境月間です

平成16年11月1日の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(家畜排せつ物法)本格施行を機会に、熊本県では11月を畜産環境月間と定めて、畜産環境保全に努めるように呼びかけています。

法に定める管理基準の適用を受ける飼養規模は次のとおりです。

牛、馬は10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2,000羽以上

これらに該当する方は、次の事項を遵守する必要があります。

- ◆堆肥化处理施設等の床を不浸透性材料(コンクリートなど汚水が浸透しないもの)で整備し、適当な覆いや側壁等を設けること。
- ◆堆肥化处理施設等の定期的な点検、修繕、維持管理を行うこと。
- ◆家畜排せつ物の発生量や処理の方法等について記録を行うこと。

※管理基準適用外の経営においても適正に管理することが必要です。

畜産業において、家畜排せつ物を適正に管理することは義務となっています。

家畜排せつ物法だけでなく、関係法令を遵守し地域に理解される畜産経営を目指しましょう。

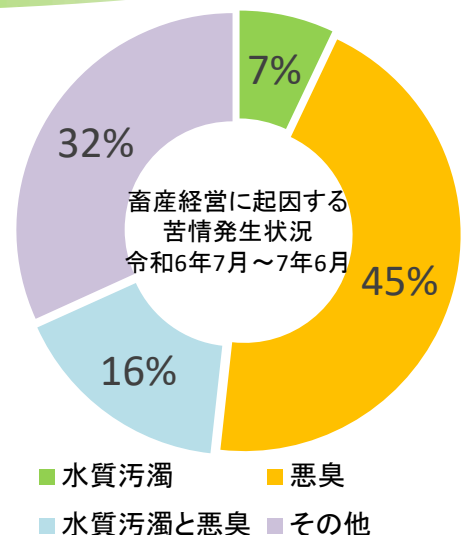
畜産環境に関する苦情の約4割は、悪臭発生によるものです。

悪臭発生対策として、

- 畜舎からのふん尿の早期搬出
- 畜舎内外の清掃
- 適正な堆肥化・浄化处理
- ほ場での散布後の速やかな耕起

を行うことが重要です。

県では関係団体と連携して熊本県耕畜連携推進協議会を設置し、家畜排せつ物の適切な管理を通じて生産された良質な堆肥の情報等を提供するなど、環境保全型農業や耕畜連携を推進しています。詳しくは、協議会HP「くまもと堆肥ネット」をご参照ください。



お問い合わせ先

○お近くの地域振興局農業普及・振興課
○熊本県耕畜連携推進協議会事務局
096-333-2398(熊本県農林水産部畜産課)
096-328-1025(JA熊本中央会
農政生活センター)